Ⅱ　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1　一般職員の勤務時間の状況

	1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
勤務時間	38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時

※休息時間は、平成20年4月1日から廃止。

2　年次有給休暇の取得状況

平均取得日数	消化率
11.7	30.4%

※取得状況は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までのものです。

3　休暇制度の概要

休暇の種類		付与要件	付与日数
年次有給休暇		職員の請求	年20日を限度に付与
公傷休暇		職員が公務による負傷・疾病による療養	必要と認められる期間
病気休暇		職員の負傷・疾病による療養	必要と認められる期間
療養休暇		職員の結核性疾患による療養	必要と認められる期間
生理休暇		女性職員が生理日に勤務が困難な場合	必要と認められる期間
特別休暇（主なもの）	骨髄移植のための休暇	骨髄液の提供に際する検査、入院等	必要と認められる期間
	結婚休暇	結婚式等の行事	7日以内
	産前休暇	8週間（多胎妊娠14週間）以内に出産予定	出産日までの請求期間
	産後休暇	女性職員が出産した場合	8週間
	育児時間休暇	生後満1歳に達しない子の育児	1日2回　各30分以内
	妻の出産休暇	妻の出産に伴う入院の付き添い等	2日以内
	育児参加休暇	産後産後又は小学校就学前の子の育児	5日以内
	子の看護休暇	小学校就学前の子の看護	年5日以内
	忌引休暇	親族の死亡	1日～10日
	父母の追悼休暇	父母の追悼のための特別な行事	1日
	夏季休暇	7月から9月期間における休暇	3日
	ボランティア休暇	被災者支援、福祉施設でのボランティア活動	年5日以内
介護休暇		親族が疾病等で介護が必要な場合	6ヵ月以内（無給）
組合休暇		許可を得て職員団体の業務に従事する場合	年30日以内（無給）